○内閣府令第二十七号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三号」を「第五号」に、「第五号」を「第七号」に改める。

第十条第二項中「第十条第四号」を「第十条第六号」に改める。

第十一条第二項中「第十条第七号、第八号及び第十号」を「第十条第九号、第十号及び第十二号」に改める。

第六十条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理に関すること。

第六十条第一号の次に次の一号を加える。

二　東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。

第八十九条中第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理に関すること。

第八十九条第一号の次に次の一号を加える。

二　東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。

第百九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理に関すること。

第百九条第一号の次に次の一号を加える。

二　東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。

第百二十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理に関すること。

第百二十九条第一号の次に次の一号を加える。

二　東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。

附　則

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十八号

特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第九十九号）の一部の施行に伴い、並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四　東日本大震災復興特別会計の経理のうち金融庁の所掌に係るものに関すること。

五　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち金融庁の所掌に係るものに関すること。

附　則

この府令は、特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十六条の規定の施行の日から施行する。

○内閣府令第二十九号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

法第七条第一項に規定する主務省令で定める期間は、毎年、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年の三月三十一日までの各期間とする。

第十条第一項を次のように改める。

法第八条第一項に規定する主務省令で定める期間は、毎年、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年の三月三十一日までの各期間とする。

第十一条第一号中「（金融機関が申込みを拒否した場合又は申込みをした者が当該申込みを取り下げた場合にあっては、その主な理由を含む。）」を削る。

別紙様式第一号第5及び第6（記載上の注意を除く。）を次のように改める。

第5　法第4条に基づく措置の実施状況（別表1及び別表2）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

［債務者が中小企業者である場合］

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額														
うち、実行に係る貸付債権の額														
うち、謝絶に係る貸付債権の額														
うち、審査中の貸付債権の額														
うち、取下げに係る貸付債権の額														